

八尾市公共施設マネジメント実施計画（改定素案）に係る市民意見提出制度実施要領

1	件名	八尾市公共施設マネジメント実施計画（改定素案）についての市民意見募集
2	目的	八尾市公共施設マネジメント実施計画を改定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条に基づき、広くその素案を公表し、市民の意見等の提出という形での市民の参画の機会を保障するとともに、それらの意見等を反映させることを目的とします。
3	事務説明	<p>本市では、「八尾市公共施設マネジメント基本方針改訂版（令和4年3月一部改訂）」に基づき、公共施設に関する具体的なマネジメントを実施するために「八尾市公共施設マネジメント実施計画（令和2年6月改定）（以下、「実施計画」という。）」を策定しました。実施計画については計画期間が令和5年度にて終了することから、公共施設マネジメントをより一層推進していくために、改定素案をまとめました。</p> <p>今回、八尾市公共施設マネジメント実施計画（改定素案）について、広く市民の皆様のご意見をお伺いし、計画に反映させるため、「市民意見提出制度に関する指針」に基づき、市民の意見・提言を募集いたします。</p>
4	対象者	市内に在住・在勤・在学又は事業を営むすべての人、及び市内に事業所を有する法人その他の団体
5	資料案内及び公表方法	<p>(1) 公表する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 八尾市公共施設マネジメント実施計画（改定素案） <p>(2) 公表の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所本館【4階政策推進課、3階情報公開室および1階総合案内】、桂人権コミュニティセンター、安中人権コミュニティセンター、緑ヶ丘コミュニティセンター、各出張所、社会福祉会館、生涯学習センター、図書館（八尾・山本・志紀・龍華）、での閲覧 ・ 八尾市ホームページを利用した閲覧
6	公表期間	令和6年1月5日（金）から令和6年2月5日（月）まで
7	意見募集期間	令和6年1月5日（金）から令和6年2月5日（月）まで（必着）

8	必須記入事項	<p>(1) タイトル「八尾市公共施設マネジメント実施計画（改定素案）についての市民意見」</p> <p>(2) 住所</p> <p>(3) 氏名</p> <p>(4) 意見本文</p> <p>※提出された氏名等の個人情報は、「八尾市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱います。</p> <p>※(1)から(4)の項目が欠けている場合、提出意見として取り扱わない場合があります。</p> <p>※所定の意見提出用紙（八尾市ホームページ等に掲載）を活用する場合は、タイトルの記入は不要です。</p>
9	意見の提出方法及び提出先	<p>(1) 持参（代理人によるものを含む。） 八尾市役所本館4階 政策推進課 公共施設マネジメント推進室</p> <p>(2) 郵送 〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号 八尾市 政策企画部 政策推進課 公共施設マネジメント推進室</p> <p>(3) ファクシミリ : 072-924-3570</p> <p>(4) 電子メール 送付先アドレス : koumane@city.yao.osaka.jp</p> <p>(5) 八尾市電子申請システム</p>
10	提出された意見の取り扱い等	<p>(1) 提出された意見は、個別対応はせず、市民意見提出期間終了後、意見の整理を行い、資料として活用するとともに、素案への反映可否等について、後日（令和6年3月頃を予定）に情報公開室や八尾市ホームページで公表します。</p> <p>(2) 提出された意見は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがありますので、個人が特定される内容は、意見本文にはできるだけ記入しないよう、ご注意ください。</p> <p>(3) 意見を受領したことについて、連絡は省略します。</p> <p>(4) 電話・口頭での意見の提出は市民意見提出制度として取り扱いません。</p>
11	担当 (問い合わせ先)	<p>八尾市 政策企画部 政策推進課 公共施設マネジメント推進室</p> <p>電話 : 072-924-9308 (直通)</p>